

いつもお世話になります。

今月号の「失敗は財産」という言葉、心に大きく響きました。

なるほどと思う反面、新たな試みはエネルギーを使い、そこに投資が絡めばより慎重になります。そこで評価を念頭においた、計画・実行・評価・改善が必要になります。経営者塾第3回のテーマは「PDCAによる業績管理手法」です。

今月もよろしくお願いたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

満足は天然
の富である

ソクラテス（哲学者）
「名言・座右の銘1500」より

失敗は財産

優れた人ほど
間違いは多い。

それだけ新しいことを試みるからである。

それに対し、
間違いをしたことのないものは凡庸である。

その上、いかにして間違いを発見し、いかにしてそれを早く直すかを知らない。

～元気手帳3より～

今月のいろいろ「掲示板」

【第2回小学生のための簿記講座を開講しました】

8月10日、瑞穂市総合センターにて第2回小学生のための簿記講座を開講しました。当日は小学3年生から6年生までの21人の受講があり、賑やかに過ごすことができました。昨年の反省をもとにわかりやすく改良をして臨みましたが、まだまだ反省するところもあり、来年に繋げることができたらと思います。



知っとこ！「税務のママ知識」

～相続した土地・建物の譲渡について～

最近、空き家が増えたというニュースをよく聞きます。空き家は老朽化問題などで周囲の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がとて高いと言われています。こうした問題を受けて、空き家の発生を抑制するために特例が創設されました。

相続によって亡くなった人が住んでいた土地、建物を取得した相続人が一定の要件を満たす譲渡をした場合は居住用財産の譲渡をした場合と同じ 3,000 万円の特別控除を適用できることとしました。

(おおまかに) 要件は

- ・平成28年4月1日から平成31年12月31日の間に譲渡していること。
- ・相続のあった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。
(例えば平成25年10月に相続だと平成28年12月末までに譲渡しなければいけません。)
- ・相続開始の直前に亡くなった人が居住していた家屋であること。
- ・建物を譲渡する際は耐震基準に適合していること。また譲渡する時まで事業や貸付、居住していないこと。
- ・取壊しをして譲渡する際は、取壊しの前も後も事業や貸付、居住していないこと。(※取壊し後に建物や構築物の敷地として利用してはいけません。)
- ・譲渡価格が1億円を超えていないもので、特別の関係がある者に対しての譲渡でないこと。
- ・他の譲渡所得の特例を使っていないこと。

要件は多いですが、相続した土地や建物で悩んでいるかたも多いと思います。特例がある今、対策を考えてもいいのではないのでしょうか。

興味のある方は、当事務所までお尋ねください。

(引用：週間税務通信)



事務所あれこれ日記

★経営者塾を開催いたしました。★

今年第一回目の経営者塾を開催いたしました。内容は貸借対照表や損益計算書、変動損益計算書の見方を学び、借入金の返済額を考慮した場合年間の売上高はいくらかを全員で計算しました。次回は9/21(水)です。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com